

目黒区都市計画審議会会議録

平成27年度 第4回(251回)

[平成27年12月15日]

平成27年度第4回(251回)目黒区都市計画審議会会議録

【発言】

【発言要旨】

(欠席委員 大佛委員ほか3名。)

会長 会議録の署名委員は私と森委員。

会長 傍聴申請の許可について諮る。(傍聴2名)

～ 委員から異議なしの声 ～

会長 傍聴者の入室を許可する。

会長 議題に入る。本日は諮問2件、情報提供1件である。

区 ～ 事務局諮問文読み上げる ～

会長 ただいま区長から諮問された目都計第826号「東京都市計画道路都市高速第3号線都市計画変更について(東京都決定)」を議題とする。
案について事務局より説明してください。

区 ～説明～

会長 それでは、審議に入る。意見・質問があれば発言を。

委員 資料鑑文の3に経緯と今後の予定が記載されているが、先日の区議会都市環境委員会にも同内容が提供されているが、報告なのか情報提供だったのか確認したい。
また、沿道住民にとっては車幅・路肩が拡がる訳ではないが、防音壁が手前1メートル弱迫ってくることになる。沿道住民に対する説明会は世田谷区を含め行っているのか。

区 都市環境委員会には、11月26日に報告している。東京都の案に対し区として意見を求められているため、委員会に報告している。
都市計画変更素案の説明会は、6月5日と7日に2回東京都は行っている。その際に

防音対策に対する質疑が出ていたようである。東京都は技術的な向上もあるため十分な配慮を行っていく旨回答している。

委員 現在の構造基準に準拠させるとのことだが、現在の構造基準はいつ変更になったのか。目黒区内区間840メートルのうち100メートルだけ今回行うのはどうしてか。拡げない箇所の状況はどうなっているのか。

幅16.7メートルのところと28.1メートルのところがあるが、平面図のどこに該当するのか。

路肩を拡げる理由を構造基準に照らし合わせて説明してほしい。

出入口の渋滞を解消するとのことだが、現在の渋滞はどのような状況なのか。中央環状新宿線ができると渋滞が緩和されるとの説明だったが、ジャンクション自体の渋滞とそれとの関係で3号線の渋滞はどうなっているのか。

会長 何点か質問が出ているので、回答ください。

区 構造基準変更の時期は、申し訳ないが把握していない。今回の対象箇所は、老朽化の度合いを総合的に考慮しながら、改修箇所を決めていると聞いている。

拡げない箇所の状況については、問題ないと認識している。

幅16.7メートルのところと28.1メートルのところがあるのは、出入口の部分で幅の差がつくことと考えるが、詳しくは把握していない。

路肩を拡げる理由を構造基準に照らしてということであるが、道路の専門的な要件であるため詳しくは東京都に確認いただきたい。

この件による渋滞の解消は、ジャンクションと関係はない。経年劣化に伴い状態悪化しているところを安全の観点から行っている。ジャンクション自体の渋滞とそれとの関係で3号線の渋滞はどうなっているのかは、区は把握していない。

委員 把握していないところは、把握して都市計画審議会に資料を提出してほしい。次回に決めるのであれば。

区 できれば本日答申をいただきたいと考えている。

委員 構造基準に準拠しなければならないことは了解している。何故840メートル区間のうち100メートルしか対応しないのか。残り740メートルはどうなるのか。拡げない箇所の状況については問題ないと認識しているとのことだが、何を根拠に答えているのか把握していないではわからない。そういうことが理由で都市計画審議会のこの場で

反対することもあるのだから。構造基準に準拠することは当然であるから、本来なら賛成である。不十分な説明であれば、良しとできない。

ジャンクションとの関係は、私は30年反対の立場で取り組んできた。ジャンクションができれば渋滞は解消すると散々説明を受けてきた。ところが、ジャンクションの渋滞が激しい。それで質問したのだが、どうも把握していないようである。関係ないと言いつつ切っている。関係ないどころか大ありである。説明がないと判断できない。この場ですぐ決めるというのは、いつまでにという状況は分かるが、事前に資料を配るとか工夫してほしい。

区 構造基準に合わせるというのは、新設・改修する場合に新しい構造基準に合わせる事が通常の手法である。今回首都高速の更新計画に基づいて老朽化した部分を更新することになり、その中での都市計画変更となる。それに伴い構造基準を現在の構造基準に合わせることになる。構造基準が変更されたからすべての部分を新しい基準に合わせていく訳ではなく、新設・改修する際に順次新基準に合わせることになる。区内840メートルのうち更新の必要性のある部分が100メートルということである。

今回の更新は、池尻の出入口の部分での渋滞を改善するために出入口を変えていくことであるため、大橋ジャンクションとの直接の関係はないことになる。

会長 事前に資料が必要という意見が出た。準備の都合もあるだろうが事務局は用意できるか。

区 今後事前に用意できるよう対応したい。

会長 この場で急に見て直ぐに判断のための重要な資料がないと審議に支障が生ずるので、事前に資料を送ってもらうことでお願いしたい。

委員 何故100メートルなのか、ほかには本当に行わなくてよいのか。判断できない。今日決めるなら退席する。

区 首都高速道路の更新計画があり、都市環境委員会にも平成27年2月26日に情報提供しているもので、その中で必要性の高いものを順次行っていくものである。今回の池尻・三軒茶屋区間は、平成27年度から39年度までで更新することになっており、残りの区間の計画上の扱いは、区は把握していない。更新計画の中での都市計画変更ということでご理解いただきたい。

会長 ほかにご意見は。

委員 今回の都市計画道路の変更は、出入口の変更と道路幅の変更と避難所の長さの変更ということだが、「2車線の数の決定」の内訳に4車線と6車線と記載があるがどうか詳しく説明をお願いしたい。また路肩幅も0.75メートル拡げることも基準に合わせてというだけでなく分かり易く説明をお願いしたい。

区 4車線と6車線は、資料を見ていただきたいが、出入口の位置関係で現況の上下4車線が改良後は上り3車線下り3車線の合計6車線となる。出入口近辺以外は上り2車線下り2車線の合計4車線のままである。

路肩など道路の構造に関しては道路構造令という政令があり、政令に合わせて道路を造ることになる。地方分権に伴い各自治体の条例で定めることになっている。例えば目黒区であれば、平成24年度から条例で定めている。路肩や車線の幅員は、高速道路や区道、都道別にそれぞれ定められている。75センチメートル拡げるのは、この道路構造令に合わせた変更ということになる。首都高速道路に関しては、東京都の条例の中に構造等の定めがあると思うが、詳しくは把握していない。

会長 ほかにご意見は。

委員 今後の予定で、平成39年度までという話があったが工事終了の予定は。

区 今回の工事は、繰り返すが平成27年度から開始し平成39年度までとなる。既存の鉄製の床版をコンクリート製に取り替えるため、重量が重くなり、橋脚の補修や強度を高めるなど様々な対策が必要となる。また、田園都市線が地下を通っているため、技術的には時間の掛かる工事と聞いている。

会長 ほかにご意見は。

委員 6月5日、7日に行われた説明会で騒音関連以外に日照時間の説明や質問があったのか。

区 日照の質問は出ていた。透明な防音壁などもあるので検討したいとの記載がある。

会長 ほかにご意見は。

会長 ほかにご意見がないため、案について諮る。

会長 平成27年12月15日付け目都計第826号により区長から諮問された「東京都市計画道路都市高速第3号線都市計画変更について（東京都決定）」、案のとおり決定することについて異議はないか。

～ 委員一同異議なしの声 ～

会長 異議なしの声多数と認め、平成27年12月15日付け目都計第826号により区長から諮問された「東京都市計画道路都市高速第3号線都市計画変更について（東京都決定）」は案のとおり議決することに決定する。

当審議会として区長へ答申する。

～ 事務局が答申文案を配る ～

～ 会長答申文読み上げる～

会長 次の諮問に入る。

区 ～ 事務局諮問文読み上げる ～

会長 ただいま区長から諮問された目都計第827号「東京都市計画道路補助線街路第26号線都市計画変更について（東京都決定）」を議題とする。

案について事務局より説明してください。

区 ～説明～

会長 それでは、意見・質問があれば発言を。

委員 平面を立体交差にするということだが、平面だと踏切を作らなければならないからありえないとして、いずれ立体交差の都市計画変更が出てくると考えていた。線路の上を通る案だと環境へ影響もあるため、最近では地下を通す立体交差の案になっている。区はこのような案について、どのあたりから説明を受けていたのか。地下方式で擁壁を目黒区内に構築すると、擁壁の高低差は8メートルになるとのことだから、擁壁上にも人が落ちないような構造物ができるはずで、その事についてもう少し詳しく説明してほしい。

今回の都市計画変更で大きな影響を受けるのが東京大学先端科学技術研究センターだが、東京大学はどのような反応だったのか。

目黒区内の民有地の状況について、図面を見ると民有地が補助26号線の関係で記載されているが、用地買収はどのような状況であるのか。世田谷区の状況はどうなっているのか確認したい。特定整備路線では、三宿の住民はこの10年間反対運動を続けてきて、その都度立ち消えていた。代沢のほうは優先道路指定で特定整備路線にならなかった。2020年東京オリンピック目指して一気に作る場所には指定されなかったようだが、そのあたりの状況を確認したい。

区 今回の都市計画変更に関わる情報提供は、今年度になってからのことである。高さ8メートルの擁壁を造る部分は、厚さが3.5メートルくらいになるので、安全面で十分に対応できるようにしている。東京都も安全性を十分確保するために擁壁を造り、さらにその擁壁を都が管理することになっている。

東京大学との十分な打合せの結果としてそのような対応になったと聞いている。それ以上の詳細については、確認していない。

今回の変更区間ではない民有地の部分で特定整備路線になっているところは、すでに木密地域不燃化10年プロジェクトにおいて適宜事業が進められている。補助26号線全体の事業は、都の都市計画事業であるため、区は把握していない。

委員 特定整備路線そのものについては、補助26号線の案件でも表明しているが、防災を言いながら、一気に2020年東京オリンピック・パラリンピック目指して造ってしまうということで、道路計画優先で一軒、一軒しっかり耐震化する面的な防災対策ではないため、反対する立場でいる。終戦直後に作られた都市計画をいつまで行うのか。東京都は、47都道府県と比べても計画変更するところが少なく、道路優先になっていることからして見直すべきだと考える。踏切造って通すのかと言えば立体交差は当たり前だが、造らなければそのままだ。いつまでつくるのかということ強く言いたい。莫大な税金を投入することになる。東大との打合せはできているということだが、世田谷区では、反対運動が起きていて世田谷区長に対しても再三要請行動が起きている。これから更に高まるであろうと見通していることから反対せざるを得ない。

会長 意見として聞く。ほかに意見があれば発言を。

委員 地平の構造を地下に変えるということだが、道路の高さが変わることになる場合、普通は道路の縦割りの図面が付くはずだが付いていないためよく分からない。構造変更を伴う都市計画変更には参考に横断図を付けてほしい。井の頭線から北側が目黒区に関わ

る部分とのことだが、構造的に掘割になるのか。先程地下になるとの説明だったが、その点を確認したい。

世田谷区の部分で、都営代沢一丁目アパートの横で少し広がっている部分がある。アンダーパスとは直接関係ないと思うが何故広がっているのかを確認したい。

区 東京都の都市計画変更の図書には断面図がない。別途パンフレットには掲載されているので、そちらを資料として提示すればよかったと考える。先程、地下構造と説明したが、掘割であるので訂正する。

既存の3本の道路と補助26号線を繋げる際に、一旦側道で既存の道路を受けてから繋げるため、その側道のある部分が広がっている。

委員 縦断図は、コピーして是非付けてください。特に高さが変わるという説明の際は、縦断図がないと分かり辛い。最後の広がっている部分の説明が良く分からない。再度説明を。

区 断面図は、パンフレットを今コピーして皆様にお配りしますので、暫くお待ちください。都営代沢一丁目アパートの横の道路が広がっているところですが、図面を見ていただきたいのだが、上から既存道路が3本垂直に補助26号線に繋がってきている。その部分はすでに掘割の構造となっていて段差が生じているため、補助26号線に直接接続することができない。そのため、一旦副道で3本の道路を受けて、補助26号線と平行したスロープ状の副道から合流できる構造にしている。後でパンフレットのコピーを配付しますので、その図を見れば分かるかと考える。

会長 パンフレット配付まで暫く待つてほしい。その間ほかに意見はあるか。

委員 今回目黒区に掛かる部分が50メートルで、東京大学の先端科学技術研究センター横に擁壁ということだが、区界と補助26号線の間少し目黒区が入るのではと考えるがその部分の変更はないのか。それから世田谷区と繋がったの道路変更だが、世田谷区は反対運動が起きているとの話もあり、区は世田谷区の状況や木密地域不燃化10年プロジェクトの進捗状況とかをどう把握しているのか。

区 説明鑑文の裏面に井の頭線の交差部から右手に1点鎖線で区界を示している。図で東京大学構内に吹き出しで「区内拡幅部分」という所だけが、区内の変更箇所となる。井の頭線の下を掘割で地下に潜って北の東大側に向かって地上に戻ってくる。そこから先は変更がないということである。

世田谷区の状況は、様々な動きがあることは聞こえてくるが、世田谷区の反対運動について、目黒区として特に把握しているものではない。補助26号線は、品川区から板橋区までの広域幹線道路であり、山手通りと環状7号線を補完する重要な路線である。補助26号線全線にわたる事業の進捗状況は、相当程度まで進んでいるものと認識している。

(パンフレットのコピー配られる。配付資料で補足説明。)

会長 ほか意見がなければ、議題について諮る。

(3名の委員が反対表明)

会長 挙手による採決を行う。

会長 それでは、区長から諮問のあった「東京都市計画道路補助線街路第26号線都市計画変更について(東京都決定)」案のとおり決定することに賛成の方は。

～賛成15名～

会長 反対の方。

～反対3名～

会長 賛成多数と認め、区長から諮問された「東京都市計画道路補助線街路第26号線都市計画変更について(東京都決定)」は案のとおり議決することに決定した。

当審議会として区長へ答申する。

～事務局が答申文案を配る～

～会長答申文読み上げる～

会長 それでは、情報提供の「みどりの基本計画(改定素案)について」事務局から説明してください。

区 ～説明～

会長 情報提供であり時間も残り少ないため、意見ではなく質問があれば発言を。

委員 本文18ページに緑被率20パーセントへとあり、「達成状況の評価理由」がその下にあり、その間0.2パーセントしか増えなかったことはわかるが、増減が気になる。目黒区は民有地の緑に支えられていることは有名だが、公園が少ない、プラスしたところとマイナスになったところの一覧リストはあるのか。民有地の緑を守るために条例を制定しているが、区長との懇談会の際に20本保存樹があってこれを使って12本守りましたと区長が胸を張って言っていた時期と比べてドンドン切られているように感じる。COP21の関係で厳しい基準になったが、これに伴って訂正するところはあるのか。

区 緑被率は、13ページの「表2-1」に緑被率の変化ということで住居系と商工業系に分けて集計している。一番減っているところは、第一種低層住居専用地域であり、約9万平方メートルほど減少している。一方第一種中高層住居専用地域は、4万2千平方メートルほど増えている。また、商業地域については、増えている状況である。緑被率から考えると近隣商業地域は、6.5パーセント、商業地域は、7.5パーセントと低い。この地域の押し上げが必要と考える。樹木の本数の変化は、14ページに記載があり、平成26年度現在28,365本で平成16年と比べ1,577本減っている状況にある。COP21との関係は、産業革命前から世界の平均気温温度上昇を2度未満に抑えることを目標にすることで各国合意したところだが、具体的に当計画にストレートに反映させることは考えていない。環境基本計画改定や国の動向を見ながら必要があれば改定することになる。

委員 本文46ページに「各めぐろの森の方針」とあり、東大駒場や東工大のキャンパスの中の緑が大変重要で保全を働きかけますとあり、大変結構である。東工大の中には都市公園がある。46ページ一番下に「保全を働きかけ、都市公園の整備に向けた検討を行います。」とあるが、今の都市公園の場所は池と森であるので、公園化するとすると少なからず自然に手を加えることになる。その両立をどのように考えているのか。

保全を働きかけるとあり、ある種緑があると捉えてくれているようで大変結構だが、68、69ページにみどりの保全を重視するエリアとみどりの創出を重視するエリアの2つに分かれていて、東工大の場所が明らかにみどりの創出を重視するエリアになっているのだが、なぜ緑の多い場所がみどりの創出になっているのか。

区 東京工業大学の中に都市公園が設定されているということで、区としては整備に向けて関係機関と協議していきたいと考えている。民設公園という民有地の中の公園化とい

う手法もあるので、検討のうえ東京工業大学とは話を進めたいと考える。整備の内容だが、基本的には、「豊かな樹林と池の自然環境の保全」に取り組んで行くことを考えている。公園化となれば公開性も求められており、大学側との警備上の問題もあるため、具体的に検討したい。創出エリアになっているとの指摘だが、確かにエリア別では用途別の地域で設定しているためにそのようになる。「大岡山中根の森」の拠点として位置付けている。その点から整備を進めていくことを考えている。

委員 実態に合った図面にすべきである。便宜上核としてということは分かるが、都市公園までのアクセシビリティがないエリアとなっていて、東大なども現実には人が住んでいないから、区民にとってなのか大学敷地にとってなのかが分からない。ミスリードしてしまう。

会長 ほかに意見があれば。

委員 新規施策で「公園活用提案制度の検討」とあるが、これからの施策となるが、どのように進めていくのか。72ページの「農地の保全・活用」に「生産緑地地区17箇所、2.6ha」とあるが、生産緑地地区は13箇所ではなかったか。4箇所増やすと言うことか。

区 60ページの「公園活用提案制度の検討」に「住民活動のある公園や公園の改修・新設の機会を捉えて、区民や事業者から公園活用に関する提案を募集し、実現を支援する仕組みをを検討します。」とあるが、他の自治体の中でこのような動きが生まれており、公園活動登録団体という団体での活動ではなく、その時にこの公園に対してこんなことができれば公園が活性化するのではないかという提案できる仕組みが少しずつできているので制度として整えていく考えである。

生産緑地地区は、62ページの「農地の保全・活用」に「生産緑地地区に指定されている農地の保全を図り「農の風景」を伝えていきます。」とあり、収穫体験等の活用を継続して行っていく考えである。

委員 60ページの「公園等の魅力向上」の1の中に「利用が増加している保育園等との連携により、子どもの成長と公園の活性化を相互に図れる仕組みを検討します。」とあるが具体的にはどういうことか。

保育園はすごく待機児童が多くもっと造らなければならないが、園庭のない保育園が増えており、保育園からお散歩に行けるような公園がないということは問題である。区民の皆さんにもそのようなニーズがある。保育園との連携ということだが、地域の子ども

を解放して公園で一緒に遊ぼうと取り組んでいるが、先生自体の人数が増えるわけでもないのに、緑化と合わせて園庭のある保育園を作るようなことはないか。公園に限らず緑が増えればよいので。

区 55ページに「小規模公園の再編の検討」の中で紹介事例として写真を掲載しているが、五本木東児童遊園で隣が保育園になっており、保育園の庭から直接この公園に行けるような仕掛けになっている。園児が道路に出ないで公園にアクセスできるようにしている。同様の公園はほかにも何箇所かある。地域のニーズに合わせてながら対応できるところは対応したいと考える。現在も取り組んでいるが今後も拡大していく。

会長 あとの意見は、現在パブリックコメント実施中であるため、そこで意見を。

会長 それでは、本日の都市計画審議会を終了したい。
事務局、今後の予定はあるか。

区 次回第5回の開催は、すでに通知のとおり1月20日水曜日午前10時から。

会長 これで平成27年度第4回通算251回となる目黒区都市計画審議会を閉会する。

以上は、会議の概要であることを証する。

(署名委員)
